

2 日臨技発第 38 号

令和 2 年 6 月 3 日

都道府県臨床(衛生)検査技師

会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

会長職務代行

代表理事副会長 横地 常広



臨床検査技師による新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした  
PCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修について

謹啓 青葉の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に当たり、ご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の核酸増幅検査(PCR 等)の研修について」(2 日臨技発第 34 号、令和 2 年 5 月 27 日本職通知)をお願いし、都道府県技師会でご対応いただいているかと存じます。

さて、地域医療確保推進法(略名、平成 26 年法律第 83 号)により検体採取の業務については、臨床検査技師の業務とされたところではありますが、病院、診療所に勤務する臨床検査技師の未受講者が多数存在することから、臨床検査技師による新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした PCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取のための研修実施することとされました。

このことから、「臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした PCR 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修の実施について」(令和 2 年 6 月 2 日事務連絡)が、都道府県、保健所設置市、特別区(以下「都道府県等」という。)に発出され、同通知別添「臨床検査技師による新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした PCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修について」に基づき、検体採取の基礎知識については、日臨技が実施主体となり、また、実地研修(実技指導)については、都道府県等が実施主体となり、それぞれ開催することとし、当該実地研修は厚生労働省の補助対象とされました。

貴職におかれましては、都道府県等担当部局と連携され、実地研修(実技指導)の開催企画、等実施に当たって、ご支援くださるようお願いいたします。

なお、本研修の目的は新型コロナウイルス感染症のための検体採取であり、本研修の修了において、当会が実施している「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」の受講の一部(鼻腔・咽頭拭い液採取)免除されるものではないので、ご注意ください。

謹白

電話 03-5767-5541 FAX03-3768-6722

メールアドレス: jamt@jamt.or.jp

担当専務理事 深澤恵治、事務局 篠崎隆男